

令和元年9月20日

### 1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	19番	井上	賢治
9番	石橋	義博	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂井	明子
事務局参事兼次長	秋山	勲
参事補佐兼主任	服部	敬
書記	中園	弘一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
健康福祉部長	白 坂 正 彦
建設経済部長	松 延 久 良
総 務 課 長	野 田 勝 広
人 事 課 長	牛 島 新 五
財 政 課 長	田 中 和 己
観光振興課長	荒 川 真 美
男女共同参画推進課長	石 川 幸 一
人権・同和政策課長	橋 本 秀 樹
健康推進課長	橋 爪 美 栄子
介護長寿課長	橋 本 妙 子
建 設 課 長	山 口 英 二
農業振興課長	原 信 也
学校教育課長	中 島 賢 二
黒木支所長	月 足 稔
立花支所長	中 島 強
上陽支所長	大 坪 公 治
矢部支所長	木 田 博 徳
星野支所長	向 智 宏

## 議事日程第5号

令和元年9月20日（金） 開議 午前10時

### 日 程

- 第1 委員長報告
    - ・質 疑
    - ・討 論
    - ・採 決
  - 第2 議案上程・説明
  - 第3 議案審議
    - ・質 疑
    - ・討 論
    - ・採 決
  - 第4 人権擁護委員候補者の推薦について
- 

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 委員長報告

- 議案第59号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第63号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第3号）
- 認定第1号 平成30年度八女市各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成30年度八女市水道事業会計決算認定について

#### 第2 議案上程・説明

#### 第3 議案審議

- 報告第11号 専決処分について（事故による損害賠償）
- 議案第65号 公平委員会委員の選任について
- 議員提出議案第1号 国道3号広川～八女バイパスの早期完成を求める決議について

#### 第4 人権擁護委員候補者の推薦について

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（角田恵一君）

おはようございます。9月定例会最終日でございます。本日よりお願いいたします。

お知らせいたします。議案、議員提出議案、提案理由書、委員長報告書及び人権擁護委員候補者推薦資料をタブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。  
直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書きの規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

## 日程第1 委員長報告

### ○議長（角田恵一君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案第59号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

### ○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会に付託されました議案第59号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について審査いたしました概要及び結果について御報告申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を条例で定めるものであります。

質疑に入り、全職員の人数及び全職員に対する非常勤職員の割合はどの問いに対し、正規職員557人、再任用職員31人、嘱託職員250人、臨時職員112人であり、全職員の約39%が非常勤職員であるとの回答がありました。

次に、非常勤職員の業種の中で多くを占めている業種は何かとの問いに対して、臨時職員については事務補助、育児休業代替、窓口業務であり、嘱託職員については保育士、学校図書司書、介護支援専門員、各種相談業務が多数を占めているとの回答がありました。

次に、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員はどう違うのかとの問いに対して、1週間当たりの勤務時間数が正規職員と同様の場合はフルタイム会計年度任用職員であり、正規職員と同様でない場合はパートタイム会計年度任用職員であると回答がありました。

次に、会計年度任用職員の責任はどこまで持たせるのかとの問いに対して、業務遂行上の最終的な責任は正規職員が負うことになるが、会計年度任用職員においても信用失墜の行為禁止など公務員としての社会的責任を負うことになるとの回答がありました。

次に、会計年度任用職員の再度の任用もあるのかとの問いに対して、1会計年度での任用が基本になるが、再度の任用も可能であり、勤務評価等を勘案し、再度の任用の制度設計を考えているとの回答がありました。

質疑後の討論では、条例の制定により正規職員と非正規職員の格差を固定化させてしまうおそれがあるとの旨で反対討論が1件ございました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、当委員会といたしましては賛成多数で原案を認めることに決しました。議会におかれましても、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○17番（森 茂生君）

私は、議案第59号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により会計年度任用職員という新たな仕組みが導入され、いわゆる非正規職員の大部分を会計年度任用職員に移すために制定するものであります。

この制度の問題は、第1に非正規職員に対して法的な根拠を与え、非正規雇用を合法化することにあります。

第2に、再度の任用もあり得るとしておりますけれども、原則1年限定の雇用制度であり、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則からも逸脱するものであります。

また、給付についてもフルタイムの場合は給料及び各種手当の対象となりますけれども、勤務時間が数分でも短いとパートタイマーとされ、退職手当などはなく、フルタイムとパートタイマーでの待遇格差が広がることにつながります。

働き方改革関連法の成立により、同一労働同一賃金が大企業では2020年4月、中小企業では2021年4月から適用されます。厚生労働省は同一企業、団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規労働者間の不合理な待遇の解消を目指すものと位置づけております。

ところが、この同一労働同一賃金の考えは、公務員は頭から除外されております。例えば、労働契約法の雑則、適用除外として、第22条にこの法律は国家公務員及び地方公務員には適用しないとなっております。おかしい話であります。そのほかにも、まだたくさん納得できないところがあります。

したがって、議案第59号には反対をするものであります。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託されました議案第63号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

**○予算審査特別委員会委員長（中島信二君）**

皆さんおはようございます。

予算審査特別委員会に付託されました議案第63号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第3号）につきましては、2回の全体会を開催し、総務文教分科会、厚生分科会、建設経済分科会の各委員長からの報告を受け、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決したことを、まず御報告をいたします。

以下、各分科会からの報告事項を申し上げます。

まず、総務文教分科会でございます。

債務負担行為補正の外国語指導助手派遣事業について、次年度のALTの人数については今年度と同じ人数であること、英語を指導できる教員について、小学校では現在研修を進めており、英語の授業を担当できる教員が育っている段階ではあるが、まだ新しい学習指導要領に沿って研究をしている段階であるとの報告がございました。

土地建物借上料について、市民駐車場として清水公園北側の敷地を借り上げることの説明がございました。

次に、厚生分科会でございます。

地域密着型施設等整備補助金について、地域密着型施設の開設については、今年度小規模多機能型居宅介護施設の公募に1社の応募があり、既存の保育所を小規模多機能型居宅介護施設に改造するための費用及び開設の準備費用を対象に補助するものであること。

また、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金については、4事業所に対する補助を予定しており、そのうち3事業所については認知症高齢者グループホーム等の大規模改修に対する補助であり、事業費の10割を国が負担することの報告がございました。

このほか、幼児教育・保育の無償化に伴う対象者数、麻しん予防接種業務についての報告

がございました。

次に、建設経済分科会でございます。

ため池の整備事業について、黒木の木屋地区のため池1カ所と八女の本地区のため池2カ所を予定していること、順番の決定については市内にある98カ所のため池において状況を確認及び関係者との協議を行っていることの報告がございました。

このほか、特用林産基盤整備事業、荒廃森林整備事業についての報告がございました。

なお、質疑後の討論におきまして反対討論が1件ございました。荒廃森林整備工事費について、実施に当たっての協定において、森林所有者への利用制限や協定に反した場合の違約金に納得できないという内容でございます。

以上が議案第63号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第3号）に係る審査の概要でございます。

冒頭申し上げましたとおり、議案第63号は原案のとおり可決いたしておりますが、議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

**○21番（松崎辰義君）**

私は、議案第63号 令和元年度八女市一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

もちろん、全てに反対するものではございませんが、6款3項、2目荒廃森林整備事業について納得がいきません。これは市町村と森林所有者との間で協定を結んで行われるものですけれども、協定を結ぶことによって森林所有者による主伐や開発等による転用が制限され、またこの事業で生じた伐採木の森林所有者による利用が制限をされております。

さらには、協定を解除する場合や協定内容に違反した場合には違約金が発生するなど、所有者に著しく制限が加えられるものであり、納得がいかず反対をするものであります。

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成30年度八女市各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成30年度八女市水道事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案について決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

**○決算審査特別委員会委員長（中島信二君）**

決算審査特別委員会の審査結果について御報告いたします。

議長を除く議員21名で構成する本特別委員会の全体会を、9月4日と18日に開催いたしました。

各分科会での審査に当たりましては、関係資料に基づき事業内容の説明を受け、議会が当初議決した趣旨と目的に沿った予算が適正かつ効率的に執行されたのか、また、どのような行政効果が発揮できたのかなどを、その費用対効果を検証し、次年度以降の予算編成に反映されるよう審査を行いました。

まず、認定第1号 平成30年度八女市各会計歳入歳出決算認定のうち、一般会計からの御報告をいたします。

総務文教分科会から指摘事項が1点ございました。がけ地近接等危険住宅移転事業補助金について、補助制度の周知徹底を図っていただきたいという内容でございました。

厚生分科会、建設経済分科会からの指摘事項はございませんでした。

次に、特別会計についてであります。指摘事項はございません。

なお、討論におきまして反対討論が1件ございました。同和地区教育活動補助金などの支出について納得できない、税の滞納による差し押さえは理由が悪質なものに限定すべきという内容でございます。

採決の結果、認定第1号につきましては賛成多数で認めることに決しました。

続きまして、認定第2号 平成30年度八女市水道事業会計決算認定についてでございますが、指摘事項はございません。

採決の結果、認定第2号につきましては全員賛成で認めることに決しました。

以上が認定第1号、認定第2号の審査結果でございます。議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

まず、認定第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○17番（森 茂生君）

認定第1号 平成30年度八女市各会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

初めに、財政調整基金についてであります。

八女市の財政調整基金残高は平成30年度決算で101億円あります。改めて県下の状況を調べてみましたら、平成29年度決算ベースしかありませんので、このベースで比べたものですが、1番目が福岡市で278億円、そして2番目が八女市で108億円、3番目が北九州市で97億円となっております。一般的には財政規模の10%程度と言われております。八女市の標準財政規模は199億円となっておりますので、20億円程度が適正規模だと思われまます。どう見ても積み立て過ぎと思われまます。子育て環境の充実や老人福祉など、暮らしや福祉に有効に使うことにより市民に還元すべきではないでしょうか。

次に、財産の差し押さえでありますけれども、平成30年度に453件の差し押さえが行われております。そのうち預貯金の差し押さえが196件行われております。1件平均では108千円あります。恐らくはほとんど年金ではないかと想像されまます。やむを得ず差し押さえを行う場合、いわゆる悪質滞納者に限定すべきであります。ファイナンシャルプランニング業務については過払い金の請求やローン見直しなど実績が相当出ていると思われまます。差し押さえなどの強権的な手法ではなく、これらの業務をさらに充実させて税の滞納を減らすべきと考える次第です。

次に、同和事業についてであります。

3款1項、6目の同和地区支部活動事業補助金6,300千円、10款4項、8目の同和地区教育活動補助金2,350千円、その他にも多くの同和関係事業への支出が行われております。不公正な同和事業は直ちにやめるべきであると考えまます。

以上の理由により、認定第1号 平成30年度八女市各会計歳入歳出決算認定について反対をするものであります。

以上です。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めまます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告はこれを認定することであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

## 日程第2 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より報告1件、議案1件、議員より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。案件及び議案の朗読は省略し、報告第11号から議員提出議案第1号まで計3件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日9月議会最終日となりました。2点だけお願いがございます。

まず、令和元年第5回八女市議会定例会において報告5件、議案9件及び認定2件を御承認いただき、まことにありがとうございます。本定例会にさらに報告1件及び議案1件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、報告第11号、八女市役所北側駐車場で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における交通事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和元年7月25日午後5時20分ごろ、本庁舎北側の駐車場に

において清掃車をバックで駐車させようとした際、清掃車の後部を駐車中の車両の後部バンパーに接触させ、相手車両の後部バンパーが損傷したものでございます。相手方との交渉の結果、損害賠償金として184,068円を支払うことで承諾をする旨の免責証書の提出を受け、賠償金の支払いを行いました。

議案第65号 公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、廣津洋吉委員が本年10月6日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を公平委員会委員として選任することについて市議会の同意をお願いするものでございます。

御承知のとおり公平委員会は3人の委員をもって組織され、任期は4年でございます。

その主な職務は職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する措置要求などを審査判定する重要な職でありますので、選任の要件といたしましては、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者と定められています。

廣津氏は中央大学法科大学院を終了後、平成19年に弁護士登録され、現在は福岡県弁護士会筑後部会所属の弁護士として久留米市内に法律事務所を開設し御活躍いただいているところでございます。

廣津氏は人格、識見ともにすぐれており、公平委員会委員として適任者であると存じます。議会におかれましても十分御審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。議会におかれましては十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

#### ○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

次に、議員提出議案第1号の提出議員より提案理由の説明を求めます。

#### ○9番（石橋義博君）

決議案を読み上げて提案理由にさせていただきます。

国道3号広川～八女バイパスの早期完成を求める決議（案）でございます。

---

当地域の国道3号は、広川インターや八女インターを有する九州縦貫自動車道と並行して南北方向の重交通を担う、重要な幹線道路である。また地域経済や生活を下支えする基幹道路である。

一方、広川インターを利用し近接する国道3号を長距離物流を担う大型車をはじめとする通過交通が流入し、地域を発着する生活交通や産業交通と混在する形態となっている。

その結果、市街地が連担する広川町及び八女市中心部で激しい交通渋滞や多数の交通事故

が大きな課題となっている。

さらに、豪雨、積雪等の災害時には、九州縦貫自動車道が頻繁に通行止めとなるため、国道3号は機能低下に陥り、迅速な防災活動を阻害している。

国道3号広川～八女間のバイパス整備は、地域産業の生産性向上や販路拡大、新たな企業立地促進、観光振興等、当地域の雇用確保が期待される。

また、山間部の交通アクセスが向上するため、通勤・買い物等、日常活動のみならず地域医療・福祉活動も促進され、移住・定住の促進効果も期待される。

さらに、災害時においては、国道3号の代替え機能が確保される等、信頼性が強化され、防災活動の迅速化や救急搬送の確実性が期待される。

当議会は、地域の課題を解消し、市民の安心・安全な暮らしを確保するため、下記のとおり決議する。

#### 記

- 一、 国道3号広川～八女バイパスの早期完成を実現すること。
- 一、 国道3号の物流上の重要性を鑑み、重要物流道路の早期指定を図ること。
- 一、 経済対策等に資する長期安定的な社会資本整備が推進できるよう、公共事業関係予算の総枠の拡大を図ること。

以上決議する。

令和元年9月20日

八 女 市 議 会

---

これで提案理由の説明を終わりますが、議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（角田恵一君）

以上で議案の上程を終わります。

#### 日程第3 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案審議を行います。

報告第11号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により議会の委任する事項について専

決処分したときは同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第65号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第65号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議員提出議案第1号 国道3号広川～八女バイパスの早期完成を求める決議についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○7番（堤 康幸君）

この決議そのものには大賛成なんですけれども、1点だけ、委員会審査の折に指摘をしておりましたけれども、記の2番目、「国道3号の物流上の重要性を鑑み」という、この「を」というのは誤用と一般的に言われておりますので、これは「に」に変えるべきではないかと思えます。その点ちょっと、正式な重たい文書ですので、しっかりとした日本語を使うというのが必要だろうと考えます。

○議長（角田恵一君）

提出議員、よろしいですか。9番石橋議員、今の文言の訂正についての質疑に対して回答をお願いします。

○9番（石橋義博君）

検討した上で回答したいと思います。

○議長（角田恵一君）

この後採決をいたしますので、どうするかについては一応お願いしたいと思います。

○9番（石橋義博君）

そのようにしていただきたいと思います。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまより建設経済常任委員会を開会していただきますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○9番（石橋義博君）

ただいまの御指摘がありました「重要性を」という点でございます。この点について修正の提案をしたいと思います。

先ほど指摘がありました、重要性「を」を「に」に変えたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（角田恵一君）

お諮りいたします。ただいま提出議員のほうから修正の申し出がございました。これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、文言の、「国道3号の物流の重要性を鑑み」の部分の「を」の部分「に」に修正をさせていただきます。

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

私は、国道3号広川～八女バイパスの早期完成を求める決議に対し、反対の立場から討論を行います。

かつて、国道3号がバイパスができて、商店街は疲弊を始めました。さらに、国道442号が移動しまして、さらなる疲弊が進行しているところであります。これにまた3号がバイパスができれば、商店街の疲弊というものはさらに進むものと思われま

す。そして、バイパスを言うならば、今、県道久留米立花線が建設中でありま

す。これは、今の3号のバイパスになり得るものと思われま

すし、やはり何といたしても商店街の疲弊、これを考えた場合に、これに賛成できませんので、反対の立場で討論を終わります。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました決議につきましては、昨日、広川町議会におきましても同様の内容で可決されております。今後、広川町議会と足並みを合わせて要望活動をいたしたいと思

いますので、御了承願います。

#### 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（角田恵一君）

日程第4. 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市長より古川正二氏、近藤義夫氏、草場せつ子氏、平島豊彦氏、東リツ子氏、酒井龍彦氏、中津留千鶴子氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるというものであります。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思

ます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結いたします。

お諮りいたします。市長推薦の7名を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、古川正二氏、近藤義夫氏、草場せつ子氏、平島豊彦氏、東リツ子氏、酒井龍彦氏、中津留千鶴子氏を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて令和元年第5回八女市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 橋 本 正 敏

八女市議会議員 森 茂 生